

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2015年4月21日

担当部署：社会基盤・平和構築部

1. 案件名
和名：タイ 未来型都市持続性推進プロジェクト 英名：The Project for Promoting Sustainability in Future Cities of Thailand
2. 協力概要
<p>(1) 事業の目的 本事業は、タイにおいて、地方都市における将来を見据えた未来型都市のコンセプトの確立、その実現のための事業実施メカニズム及び手法を策定することにより、持続可能な都市の開発に寄与する。</p> <p>(2) 調査期間 2015年7月から2018年6月を予定（計36カ月）</p> <p>(3) 総調査費用 3.3億円</p> <p>(4) 協力相手先機関 国家経済社会開発委員会(NESDB)</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 対象分野：都市開発、都市計画 対象地域：タイの地方都市（モデル都市は調査開始後に特定） 裨益者：タイの地方都市の住民、NESDBの職員</p>
3. 協力の必要性・位置付け
<p>(1) 現状及び問題点 タイは1980年後半からの急速な経済成長により大きく発展し、2012年に中進国入りした。タイの経済社会開発計画の策定を所管する国家経済社会開発委員会（NESDB）は、国際的課題である気候変動や温暖化ガスの削減への配慮及びエネルギーの安全保障の観点も含め、同国において、今後どのように持続可能な社会を構築していくかが議論されるべき段階にあると認識しており、第11次国家経済社会開発計画において、持続可能な都市の構築を重点課題として提示している。しかしながら、目指すべき持続可能な都市の姿及びそれを達成するための具体的な方法論はこれまで十分に議論されておらず、上述のとおり、各都市が自らの将来ビジョンに基づき開発計画を描き事業を実施する体制も整っていないため、第11次国家経済社会開発計画の方針に基づいた都市開発の明確な方向性はまだ示されていない状況である。</p> <p>また、タイでは、首都バンコク（831万人（居住地ベース人口、2010年）、全人口6,445万人（2012年）のうち約12.6%が居住）に続く主要都市は人口20万人台となっており、ほとんどの地方都市は人口10万人以下の小規模都市となっている。日本の市町にあたる地方都市（テーサバーン）は2,440あり、それぞれの地方都市はインフラの不足、居住環境の保全、産業育成・雇用創出、高齢化など様々な課題を有しているが、都市の現状と課題を見据え、将来目指す姿を検討し、それに基づいた開発が必要とされている。タイの地方都市では、現状、「地方行政」「地方自治」の枠組みが並存している。「地方行政」には県や郡に中央政府から官僚が直接派遣され、省によってはさらにその下の行政区画にも官僚が派遣される。「地方自治」は、住民によって直接選出される地方議員と首長のみで構成される。かつて、地方都市の開発は、中央政府の出先機関である「地方行政」によって実施されてきたが、1999年に地方分権化法が制定されてから、「地方行政」の権限、財源、人材が徐々に地方自治体に移譲されることとなった。しかし、現状としては、権限、財源、人材が十分に地方自治体に移譲されておらず、地方自治体が5年ごとに策定している地方戦略開発計画（Local Strategic Development Plan）においても、地方自治体が主体的に自らの将来像を描き、長期的スパンで事業を実施することが困難なケースが多い。また、インフラ開発のベースとなる空間計画の作成業務は地方自治体に移譲されておらず、一部の都市を除き、中央省庁の出先機関（DPT：内務省公共事業・都市農村計画局）が実施しており、地方戦略開発計画と空間計画が十分な連携をもって計画されていない可能性が高い。</p>

このような背景を踏まえ、タイ政府は、地方都市が抱える課題を解決しつつ、将来に向けたビジョンをもって戦略的に都市開発を進めることを目指し、我が国の“コンパクトシティ”、“スマートシティ”、“未来都市”等、地方都市における新しい都市開発のコンセプトを参考にしながら、タイの地方都市の将来あるべき姿を反映させた未来型都市のコンセプトの確立、及びその実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を検討・作成することを目的として、我が国政府に対し、技術協力を要請した。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

第11次国家経済社会開発計画(2011年～2016年)において、持続可能な都市の構築が重点課題として提示されている。また、本調査は、タイ政府の次期国家経済社会開発計画の策定に向け、地方都市開発に関する政策検討の一環として実施される予定である。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

該当する関連事業はなし。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

本協力は、対タイ王国国別援助方針において、重点分野「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」における協力プログラム「競争力強化のための基盤整備」に位置付けられる。

#### 4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

【第一ステージ】

(a) タイの地方都市の現状調査

(b) 未来型都市開発コンセプトペーパー(案)策定にかかる検討項目の作成

(c) 未来型都市開発コンセプトペーパー(案)にかかる検討会の開催

(d) 未来型都市開発のビジョン及びコンセプトペーパーの作成

(e) 未来型都市開発コンセプトを踏まえた事業実施メカニズム及び実施手法の検討

(f) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドライン(案)の作成

【第二ステージ】

(a) 2～4か所のモデル都市における開発計画及びアクションプランの策定

(b) 未来型都市の形成にかかる教育教材及び広報教材の作成

(c) パイロットプロジェクトの実施

【第三ステージ】

(a) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの最終化

(b) 成果普及にかかるセミナーの開催

(2) アウトプット(成果)

(a) タイの地方都市における未来型都市開発コンセプトの開発

(b) 未来型都市開発コンセプトを踏まえた事業実施メカニズム及び実施手法の提案

(c) 地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの策定

(d) モデル都市における開発計画及びアクションプランの策定

(3) インプット(投入): 以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント(分野/人数)

7分野(都市開発戦略、都市計画/参加型まちづくり、地方行政/地方自治、土地利用計画、産業開発、景観/アーバンデザイン、研修企画) 50M/M

(b) その他 研修員受入れ

研修員受入(持続的な都市の開発)

<p>5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標</p> <p>タイの地方都市において、未来型都市開発コンセプトに基づいた都市開発が促進される。</p>
<p>6. 外部要因</p> <p>(1) 協力相手国内の事情</p> <p>1) 政策的要因：次期国家経済社会開発計画の策定が遅延する。政策の変更により、未来型都市コンセプトに基づく地方都市開発の優先度が低下する。</p> <p>2) 行政的要因：先方政府及び関係機関の組織・人員体制が急激に変化し、事業予算が減少する。</p> <p>3) 社会的要因：タイにおける治安が急速に悪化する。</p> <p>4) 自然的要因：天候不順が継続する。自然災害が発生する。</p> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ</p> <p>特になし。</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）</p> <p>(1) 環境社会配慮</p> <p>① カテゴリ分類 C</p> <p>② カテゴリ分類の根拠：地方都市における未来型都市のコンセプト及び事業実施メカニズム等を検討することを目的とした案件であり、現段階において環境に対する影響は想定されないため。</p> <p>(2) ジェンダー</p> <p>タイの地方都市における未来型都市の在り方を検討する際に、女性、子ども、高齢者、障がい者等、様々な主体にとって暮らしやすい都市とすることを検討項目に含める。</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</p> <p>・プロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市の形成に関する調査」：本事業は、プロジェクト研究の中で検討された、持続可能な都市の形成に向けた JICA の取り組み方針の試行案件として位置付けられる。</p> <p>・タイ「自治体間協力による公共サービス提供能力向上プロジェクト」（2010 年から 2013 年）及び「基礎自治体開発計画策定能力向上プロジェクト」（2003 年から 2004 年）：同国においては、1990 年代から地方分権化が進められているが、現実的には全国 7000 を超える地方自治体の人員・体制は様々で、業務移譲の状況は自治体によって異なっており、都市の開発への住民の意思反映の程度も明確ではない。そのような中で、同プロジェクトでは、地方都市における開発計画策定の際の住民参加の適正な技術や手法を開発している。本事業では、同プロジェクトで得た地方自治体に係る知見及び住民参加に係る手法等の成果を適宜活用することとする。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p> <p>(1) 事後評価に用いる指標 （提案計画の活用状況） 未来型都市開発コンセプトの国家経済社会開発計画への反映</p> <p>(2) 上記（a）および（b）を評価する方法および時期 調査終了3年後 事後評価</p> <p>（注）調査にあたっての配慮事項</p>